

論文要旨と審査結果報告

ポスト京都議定書を巡る多国間交渉 —規範的アイデアの衝突と調整の政治力学—

学位申請者氏名： 角倉 一郎 (DOC11001)

論文提出日： 平成 26 年 1 月 6 日 (月)

論文発表会開催日：平成 26 年 1 月 31 日 (金)

審査委員会開催日：平成 26 年 1 月 31 日 (金)

論文最終版提出日：平成 26 年 3 月 10 日 (月)

I. 論文要旨

本論文は、気候変動問題に関する京都議定書以降の枠組みを巡る国際交渉の過程と構造について、詳細な事例研究と明快な理論的分析によって、新しい知見を提供した論文であり、国際政治学と政策過程論にまたがる優れた研究成果である。

第 1 章では、問題関心の提示とともに、先行研究の理論的な整理したうえで、論文で用いる分析枠組みを提示している。問題関心として、当該交渉において一見すると正論を提示しているように見える日本に対して、支持が集まらなかったのはなぜかという極めて切実な問題意識が示される。そして、この多国間交渉の枠組みを概観した後、関連する先行研究の整理に入る。そこでは、国際レジームを巡る規範の作用に関する研究、国際関係における規範の競合に関する研究、政策アイデアの衝突と調整の政治力学に関する研究、説得と討議に関する研究、国際レジームを巡る多様な要因の相関に関する研究、が順に検討されている。そして、自らの分析枠組みとして、規範アイデアを支える妥当性要求について、真理性、正当性、誠実性に分けて分析し、パワーや経済的利益といった規範以外の要因と対比したうえで、規範的アイデアの競合と調整の過程を具体的に検討し、ポスト京都議定書の気候変動レジームの形成・維持・発展を描き出すというモデルを提示した。

第 2 章では、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の背景と、制度的枠組み、参加者などについて解説している。そこでは、交渉当時における気候変動問題に関する科学的知見を整理して示したうえで、気候変動枠組み条約と京都議定書という二層にわたる気候変動レジームの概要が示された。そして米国の京都議定書からの離脱、新興国における二酸化炭素排出量の急増、すべての主要排出国による排出削減の必要性など、交渉の背景となる事情が示される。また、この多国間交渉における交渉の枠組みや意志決定手続き、交渉に参加する主要グループが概観される。

第 3 章は、2009 年のコペンハーゲン会議を対象とした事例研究である。まず、会議前には各国とも意欲的であり、中期目標を掲げて会議に入ったにもかかわらず、平行的に進められた二つの特別部会での交渉が難航し、突然の議長提案への反発もあって、いったん交渉が

行き詰まったのち、首脳級によるハイレベル交渉で亀裂が急速に修復され、合意案に達することはできなかったものの、次の交渉につなぐことができる状況で閉幕したという過程が詳しく記述される。それを受けて、この会議では米国を除く先進国、小島嶼諸国、米国、途上国（G77／中国）という4グループの規範的アイデアが対立していたこと、その内容の検討がなされたうえで、最終段階でのそれぞれの反映状況が整理されている。

第4章は、2010年のカンクン会議を対象とした事例研究である。このカンクン会議は前年の交渉失敗を受けて、合意形成が最重要課題となったが、事前のコペンハーゲン合意への支持拡大を目指す動きから始めて、手続きの重視とバランス重視の会議運営方針を確認したうえで、包括的な枠組みに関する実効性確保と法的正統性の確保、あるいは京都議定書の第二約束期間の設定といったテーマに沿って交渉の様子が記述される。そして閣僚級会議などを経て、カンクン合意が成立した経過が記述された後、カンクン合意の内容が検討される。規範をめぐる交渉の過程で、前年の米国を除く先進国グループがEUと日本などに分裂したこと、包括的な枠組みの実効性に関して米国の規範的アイデア、法的正統性に関して小島嶼諸国の規範的アイデア、第二約束期間に関しては途上国グループの規範的アイデアが優勢になり、全体としてコペンハーゲン合意をのもととなった米国の規範的アイデアが基盤になっていることが整理される。

第5章は、2011年のダーバン会議を対象とした事例研究である。ダーバン会議ではEUが京都議定書の立場を前面に出して当初から積極的に交渉に臨み、事務レベル交渉では協議が難航したが、ハイレベル交渉では次第にEU提案が受け入れられてゆき、複雑な交渉を経てダーバン合意が成立する状況が記述される。そこで、ダーバン合意はカンクン合意の実施を確認するとともに、京都議定書とすべての締約国を対象とする自主的取り組みの二本立て体制を2020年以降は統合して一つの法的枠組みとすることを主たる成果とする合意であったとする。これまで同様、規範的アイデアの競合状況について整理がなされ、既にカンクン合意の基盤となった米国が後景に退いた後、規範的アイデアが対立するなかで、EUが主張を動かしたことで、途上国グループや小島嶼諸国なども含めた妥協ができ、日本・カナダ・ロシアによる規範的アイデアが劣勢になっていったことが整理される。そして、なぜEUの規範的アイデアが受け入れられ、日本などのアイデアが受け入れられず、中国などの途上国の規範的アイデアが最後まで一定の影響力があつたのはなぜかという、解明すべき論点が示される。

第6章では、三つの事例研究を相互に比較しつつ、理論的な考察を加えて結論が導かれ、最後に若干の研究課題と政策的含意が付け加えられている。まず三つの事例研究における規範的アイデアの位置関係などが、比較のなかで詳細に整理されたのち、パワーの要因による説明可能性と、経済的利益による説明可能性が追求されたうえで、それらでは解明しきれない部分が残ることが示される。その上で、改めて三つの事例研究において、どのような力学があつたのかが論点別に、分析枠組みで立てた妥当性の観点から、それぞれ詳細に検討が進められる。そこでは、たとえば歳出削減の確実性など真理性に基づく妥当性があつても、先

行規範との整合性など正当性に基づく妥当性が欠如している場合(ダーバン会議における日本の立場) 議論の俎上に載らなかったということなどが指摘される。そして、議論の俎上に載る条件と調整過程で主導権を握る条件という二つの条件において規範的アイデアの妥当性が試されること、多国間交渉においては規範的アイデアも変化・発展したり、規範と規範的アイデアの相互作用が生じることなどが分析結果として示された。そして、理論的な含意と政策的な含意が示されて、論文が締めくくられる。

II. 審査報告

平成26年1月31日(金)の博士論文最終報告に引き続き、主査である飯尾潤教授、副査である恒川恵市教授、大山達雄特別教授、大矢根聡教授(同志社大学)による審査委員会が開かれた。この際、本論文について、次のような意見が出された。

1. 先行研究や理論的蓄積についてよく整理した上で、国際交渉における規範の役割という最先端の課題に取り組んでおり、事例研究をもとに明確な結論を導き出している優れた研究である。
2. 事例研究においても、公開資料を渉猟しつつ、交渉の一部に参加したことによる臨場感など独自の知見を加えて交渉過程を再現しており、優れている。
3. 規範的アイデアという概念について、各国が主張している内容から離れて、どのようなものとして把握できるのか、この概念を用いることで何が明らかになったのかを明記すべきである。
4. 規範的アイデアとパワーや経済的利益の区別について明確化すべきであり、パワーの要素と経済的利益の要因が重なっているところは整理したうえで、分析を展開した方がよい。なお、本論文とは違う説明の仕方、事例が分析できることについても、認識してほしい。
5. 各国の規範的アイデアの背景にある国内事情についても、一定の整理した方がよいのではないかと。
6. そもそも対象となる多国間交渉においては、討議の論理が作用しやすい環境であることを付記したうえで、各事例研究において、討議の論理の作用の仕方に違いがあったことも含めて、分析した方がよい。

全体として、本学の博士にふさわしい優れた論文であると全員の意見が一致し、上記で指摘された諸点について修正したうえで、博士(政治・政策研究) = Doctor of Philosophy in Government の学位を授与すべきであるという判断が下された。論文修正後の措置に関して、一任を受けた主査が修正した最終版が提出されたことを確認した。